

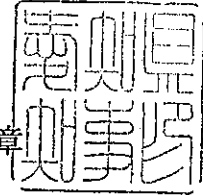


行政文書開示決定通知書

3文芸第1907号
令和3年12月2日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年10月20日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

| | | | |
|---------------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 行政文書の名称 | 平成30年度のあいちトリエンナーレ地域展開事業実行委員会の規約 | | |
| 開示を実施する日時及び場所 | 日 時 | 令和3年12月7日 | 午前 9時15分 午後 |
| | 場 所 | 県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階） | |
| 開示の実施の方法 | 写しの交付 | | |
| 開示の実施に要する費用の額 | 1 写しの作成に要する費用 | 30円 | |
| | 2 写しの送付に要する費用 | 郵便切手 | 円分 |
| 担 当 課 等 | 県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111 | | |

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。